

# 個人番号カードの交付等に関する事務処理要領 新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

現行	改正後
<p>第4 個人番号カードの交付</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 交付</p> <p>(1) 交付時来庁方式による交付方法</p> <p>A・B (略)</p> <p>C A又はBの書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類</p> <p>(A) (略)</p> <p>(B) (A)のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、市町村長が適当と認めるもの(住民票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。)</p> <p>なお、(B)における市町村長が適当と認める書類としては、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、官公署がその職員に対して発行した身分証明書、Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険又は介護保険の被保険者証、医療受給者証、各種年金証書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、子ども医療費受給者証等が考えられる。</p> <p>また、官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証、学生証、学校名が記載された各種書類等の</p>	<p>第4 個人番号カードの交付</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 交付</p> <p>(1) 交付時来庁方式による交付方法</p> <p>A・B (略)</p> <p>C A又はBの書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類</p> <p>(A) (略)</p> <p>(B) (A)のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、市町村長が適当と認めるもの(住民票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。)</p> <p>なお、(B)における市町村長が適当と認める書類としては、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、官公署がその職員に対して発行した身分証明書、Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険又は介護保険の被保険者証、医療受給者証、各種年金証書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、子ども医療費受給者証等が考えられる。</p> <p>また、官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証、学生証、学校名が記載された各種書類等の</p>

ほか、交付申請者が長期で入院している者や介護施設等に入所している者である場合は、病院長又は施設長が交付申請者の顔写真を証明した書類（別紙様式第1）を、交付申請者が15歳未満の者である場合は、法定代理人は民法上特別な地位を与えられていることに鑑み、法定代理人が交付申請者の顔写真を証明した書類（別紙様式第2）を利用することも考えられる。

のほか、交付申請者が長期で入院している者や介護施設等に入所している者である場合は、病院長又は施設長が交付申請者の顔写真を証明した書類（別紙様式第1-1）を、交付申請者が在宅で保健医療サービス又は福祉サービスの提供を受けている者である場合は、当該交付申請者に係る居宅介護支援を行う介護支援専門員及び当該介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が交付申請者の顔写真を証明した書類（別紙様式第1-2）を、交付申請者が15歳未満の者である場合は、法定代理人は民法上特別な地位を与えられていることに鑑み、法定代理人が交付申請者の顔写真を証明した書類（別紙様式第2）を利用することも考えられる。

別紙様式第1

個人番号カード顔写真証明書

△△△△長 様 令和 年 月 日

(申請者本人)

氏名			
住所			
生年月日	性別	男・女	
電話番号			

申請者本人の  
顔写真貼付欄

私は、上記個人番号カード交付申請者が、貼付した写真の者と同一人物であることを証明します。

(施設長記載)

施設名			
施設の住所			
氏名			
電話番号			

別紙様式第1-1

個人番号カード顔写真証明書

△△△△長 様 令和 年 月 日

(申請者本人)

氏名			
住所			
生年月日	性別	男・女	
電話番号			

申請者本人の  
顔写真貼付欄

私は、上記個人番号カード交付申請者が、貼付した写真の者と同一人物であることを証明します。

(施設長記載)

施設名			
施設の住所			
氏名			
電話番号			

[新設]

(中略)

D・E (略)

(2) (略)

(3) 住所地市町村長以外の市町村長による申請時来庁方式及び出張申請受付方式による交付方法

住所地市町村長以外の市町村長は、次に掲げる書類を住所地市町村長に送付する(規則第5条)。また、住所地市町村長は、住民票に記載されている個人番号及び個人識別事項を確認することにより、交付申請者の実在性を確認する。

ア (1)に掲げるいずれかの書類の写し

個人番号カード顔写真証明書				別紙様式第1-2
△△△△長 様				令和 年 月 日
(申請者本人)				申請者本人の 顔写真貼付欄
氏名				
住所				
生年月日	性別	男・女		
電話番号				
私は、上記個人番号カード交付申請者が、貼付した写真の者と同一人物であることを証明します。				
(介護支援専門員記載)				
氏名				
(指定居宅介護支援事業者の長記載)				
事業者名				
事業者の住所				
氏名				
電話番号				

(中略)

D・E (略)

(2) (略)

(3) 住所地市町村長以外の市町村長による申請時来庁方式及び出張申請受付方式による交付方法

住所地市町村長以外の市町村長は、次に掲げる書類を住所地市町村長に送付する(規則第5条)。また、住所地市町村長は、住民票に記載されている個人番号及び個人識別事項を確認することにより、交付申請者の実在性を確認する。

ア (1)に掲げるいずれかの書類の写し

イ 暗証番号設定依頼書兼個人番号カード送付先情報登録申請書  
ウ 本人確認を行った旨を証する書類

(略)

暗証番号設定依頼書兼個人番号カード送付先情報登録申請書の様式は、次に掲げる様式第1のとおりとする。

なお、電子証明書暗証番号設定依頼書の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第2のとおりとする。

また、(1)に掲げるいずれかの書類の提示を受け本人確認を行った旨を証する書類の様式は、次に掲げる様式第3のとおりとする。

様式第1～第3 (略)

以上の書類及び書類の写しについては、住所地市町村において交付申請書とともに保存する。

(4)・(5) (略)

(6) 個人番号カードの暗証番号の設定

個人番号カードに係る暗証番号の設定については、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 交付申請者又はその法定代理人に個人番号カードを交付する場合は、交付申請者又はその法定代理人自ら、住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション及び券面事項入力補助アプリケーションに関する数字4桁からなる暗証番号を個人番号カードに設定させる(省令第33条第1項)。なお、二種類の暗証番号が同一でも差し支えない。

イ 暗証番号設定依頼書兼個人番号カード送付先情報登録申請書  
ウ 本人確認を行った旨を証する書類

(略)

暗証番号設定依頼書兼個人番号カード送付先情報登録申請書の様式は、次に掲げる様式第1のとおりとする。

なお、電子証明書暗証番号設定依頼書の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第2のとおりとする。

また、(1)に掲げるいずれかの書類の提示を受け本人確認を行った旨を証する書類の様式は、次に掲げる様式第3のとおりとする。

様式第1～第3 (略)

住所地市町村長以外の市町村長により行われた本人確認の結果については、その事実及び本人確認の際に提示を受けた証明書等の種類等を控えておくことで足りる。また、送付を受けた書類及び書類の写しについては、必要に応じ、住所地市町村長の判断により、保存することとしても差し支えない。

(4)・(5) (略)

(6) 個人番号カードの暗証番号の設定

個人番号カードに係る暗証番号の設定については、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 交付申請者又はその法定代理人に個人番号カードを交付する場合は、交付申請者又はその法定代理人自ら、住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション及び券面事項入力補助アプリケーションに関する数字4桁からなる暗証番号を個人番号カードに設定させる(省令第33条第1項)。なお、二種類の暗証番号が同一でも差し支えない。

この場合において、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られるときや、暗証番号の設定が困難であると認められるときは、市町村職員が必要な補助を行うこととして差し支えない。

また、個人番号カードの交付を行うにあたっては、設定した暗証番号を記載するための書類を交付するものとする。

この場合において、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られるときや、暗証番号の設定が困難であると認められるときは、交付申請者又はその法定代理人の同意を前提として暗証番号を代行して入力することを含め、市町村職員や介助者による必要な補助を行うこととして差し支えない。なお、暗証番号の決定を代行することは認められないことから、暗証番号を代行して入力する際には、入力を代行する市町村職員以外の市町村職員が本人の意思を確認するなど、本人が暗証番号を決定したことについて十分な確認を行うものとする。

また、個人番号カードの交付を行うにあたっては、設定した暗証番号を記載するための書類を交付するものとする。